

○立命館大学授業に関する規程

2010年3月19日

規程第849号

(趣旨)

第1条 この規程は、立命館大学学則および立命館大学大学院学則にもとづく授業の実施に関し、必要な事項を定める。

(授業時間)

第2条 通常の授業時間は次のとおりとする。ただし、集中講義および変則授業時間は、学部、研究科でこれを定める。

	学部・研究科	右枠に記載された以外の学部・研究科	理工学部、情報理工学部、薬学部、生命科学部、理工学研究科、情報理工学研究科、生命科学研究科、薬学研究科
授業時間	第1時限	9：00～10：30	9：00～9：45
	第2時限	10：40～12：10	9：45～10：30
	第3時限	13：00～14：30	10：40～11：25
	第4時限	14：40～16：10	11：25～12：10
	第5時限	16：20～17：50	13：00～13：45
	第6時限	18：00～19：30	13：45～14：30
	第7時限	19：40～21：10	14：40～15：25
	第8時限		15：25～16：10
	第9時限		16：20～17：05
	第10時限		17：05～17：50
	第11時限		18：00～18：45
	第12時限		18：45～19：30
	第13時限		19：40～20：25
	第14時限		20：25～21：10

第3条 削除

(暴風警報または気象等に関する特別警報が発令された場合もしくは気象等により交通

機関が不通となった場合の授業等の取扱)

第4条 暴風警報または気象等に関する特別警報が発令された場合もしくは気象等により交通機関が不通となった場合の授業の取り扱いは、別表1のとおりとする。

2 定期試験および追試験において暴風警報または気象等に関する特別警報が発令された場合の取り扱いは、前項と同様とする。

(交通機関の不通、暴風警報または気象等に関する特別警報発令による休講の際の遠隔授業の取扱)

第5条 交通機関の不通または暴風警報または気象等に関する特別警報の発令により休講となった場合、遠隔授業は次のとおり取り扱う。

(1) 遠隔授業の送信側キャンパスで休講が判断された場合は、全てのキャンパスで当該授業を休講とする。

(2) いずれかの遠隔授業の受信側キャンパスで休講が判断された場合は、当該キャンパスのみ当該授業を休講とし、中継配信は行わない。なお、他の遠隔授業の受信側キャンパスでは通常通り授業を実施する。

(暴風警報または気象等に関する特別警報が発令された場合もしくは気象等により交通機関が不通となった場合の規程にない取扱)

第5条の2 前2条に定めるほか、規程にない取り扱いを行う場合は、学長が決定する。

(公欠の定義)

第6条 公欠とは、第7条に定める要件に該当し、かつ第9条の手続きを行なった者について、授業を欠席したものとして取り扱わないことをいう。

(公欠の適用)

第7条 公欠の適用を受けようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 正課として設置している資格課程科目の実習のために、授業を欠席する場合

ア 教育実習

イ 介護等体験

ウ 社会福祉士課程現場実習

エ 日本語教育実習

オ 博物館実習

カ 精神保健福祉士課程現場実習

(2) 「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」にもとづき学生が裁判員としての任務を果たす場合

(3) 「学校保健安全法施行規則」第18条に定められた感染症による社会的影響を考慮して、大学が出席停止を命じた場合

(4) 教学委員会において、前3号に準じて特段の取り扱いが必要であると認められた場合

(公欠の期間)

第8条 公欠を許可する期間は、次のとおりとする。

(1) 前条第1号にあつては、各実習や体験に要する期間

(2) 前条第2号にあつては、裁判所から指定された期間

(3) 前条第3号にあつては、感染症による社会的影響を考慮して大学が出席停止を命じた期間

(4) 前条第4号にあつては、教学委員会において必要と認められた期間

2 学部長または研究科長は、遠隔地の場合またはその他特別の事由があると認めた場合、前項の日数に必要日数を加えることができる。

(公欠の手続)

第9条 公欠の適用を受けようとする者は、次の手続を行わなければならない。

(1) 第7条第1号、第2号または第4号にあつては、公欠届および期間が明記された受け入れ先からの正式書類を所属学部・研究科の事務室に提出する。

(2) 第7条第3号にあつては、大学の指示に従って、出席停止となる事項を証明する書類を所属学部・研究科の事務室に提出する。

2 学部長または研究科長は、提出された書類の審査を行い、許可を決定した場合は、公欠届に許可の証明を行い、もしくは公欠証明書を作成し、申請者に交付する。

3 許可を受けた公欠届または公欠証明書は、学生が授業担当教員へ提出する。

(公欠による授業の取扱)

第10条 授業担当者は、公欠を許可された期間を欠席扱いとせず、出席を必要とする日数に含めない。

(留学または国内交流派遣終了後の履修の取扱)

第11条 授業開始日までに留学または国内交流派遣が終了していない場合は、当該科目の履修は認めない。ただし、教授会または研究科委員会が履修を認めた授業科目はこの限りでない。

(履修が中断した通年科目の特例)

第12条 教授会または研究科委員会が必要と認めた場合には、休学、留学または国内交流

派遣により履修が中断した通年科目については、休学、留学または国内交流派遣終了後に履修を継続させることができる。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、大学協議会が行う。

附 則

- 1 この規程は2010年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、第11条は、2011年度の留学出発者または交流派遣者から適用する。

附 則 (2010年6月25日暴風警報発表区域変更に伴う改正)

この規程は、2010年6月25日から施行する。

附 則 (2011年2月18日アカデメイア@大阪の名称変更に伴う一部改正)

この規程は、2011年2月18日から施行し、2011年1月1日から適用する。

附 則 (2012年1月27日 大学院学則全部改正および専門職大学院学則廃止に伴う改正)

この規程は、2012年4月1日から施行する。

附 則 (2012年3月16日 教学委員会の設置に伴う一部改正)

この規程は、2012年4月1日から施行する。

附 則 (2014年3月3日 気象等に関する特別警報の追加、薬学研究科の設置に伴う一部改正)

この規程は、2014年4月1日から施行する。

附 則 (2014年11月17日 大阪いばらきキャンパスの開設に伴う一部改正)

この規程は、2015年4月1日から施行する。

附 則 (2016年1月25日 暴風警報または気象等に関する特別警報が発令された場合もしくは気象等により交通機関が不通となった場合の授業等の取扱の変更、規程にない取扱を行う場合の追加に伴う一部改正)

この規程は、2016年1月29日から施行する。

【別表1】 (第4条関係)

1 衣笠キャンパスおよび朱雀キャンパスの場合

休講とする場合	1 暴風警報または気象等に関する特別警報が京都市または京都・亀岡区域に発令された場合。なお、15時の時点で暴風警報または気象等に関する特別警報が発令中の場合は、全時限休講とする。
---------	---

	<p>2 交通機関の運行状況が、次のいずれかに該当する場合。</p> <p>(1)京都市営バスが全面的に不通の場合。なお、15時の時点で運行を再開していない場合は全時限休講とする。</p> <p>(2)京都市営バスが運行中であっても、京都市内乗入れのJR西日本(大阪一草津間)、阪急(梅田一河原町間)、京阪、近鉄の4交通機関のうち、3交通機関以上が不通の場合。なお、15時の時点で4交通機関のうち2交通機関以上が運行を再開していない場合は全時限休講とする。</p> <p>3 前2項につき授業等が開始されている場合は、直近の時限から休講する。</p>										
授業等の開始	<p>1 次に定める場合は、下表の基準により授業等を開始する。</p> <p>(1)暴風警報または気象等に関する特別警報が解除された場合</p> <p>(2)京都市内乗入れのJR西日本(大阪一草津間)、阪急(梅田一河原町間)、京阪、近鉄の4交通機関のうち2交通機関以上が運行中または運行を再開し、京都市営バスが運行中または運行を再開した場合</p> <table border="1" data-bbox="488 1104 991 1400"> <thead> <tr> <th>時刻</th> <th>時限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6：30まで</td> <td>第1時限</td> </tr> <tr> <td>10：00まで</td> <td>第3時限</td> </tr> <tr> <td>12：00まで</td> <td>第4時限</td> </tr> <tr> <td>15：00まで</td> <td>第6時限</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 連続時限で実施している授業については、途中時限からの授業開始は行わない。</p>	時刻	時限	6：30まで	第1時限	10：00まで	第3時限	12：00まで	第4時限	15：00まで	第6時限
時刻	時限										
6：30まで	第1時限										
10：00まで	第3時限										
12：00まで	第4時限										
15：00まで	第6時限										

## 2 びわこ・くさつキャンパスの場合

休講とする場合	<p>1 暴風警報または気象等に関する特別警報が草津市または近江南部区域に発令された場合。なお、15時の時点で暴風警報または気象等に関する特別警報が発令中の場合は、全時限休講とする。</p> <p>2 JR西日本(京都一米原間)が不通の場合。なお、15時の時点で運行を再開していない場合は全時限休講とする。</p> <p>3 前2項につき授業等が開始されている場合は、直近の時限から休講する。</p>
---------	--

授業等の開始	<p>1 次に定める場合は、下表の基準により授業等を開始する。</p> <p>(1)暴風警報または気象等に関する特別警報が解除された場合</p> <p>(2)休講とする場合第2項の交通機関が運行を再開した場合</p>																	
	<table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>時刻</th> <th colspan="2">時限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>経済学部、スポーツ健康科学部、経済学研究科、言語教育情報研究科、スポーツ健康科学研究科</td> <td>理工学部、情報理工学部、薬学部、生命科学部、理工学研究科、情報理工学研究科、生命科学研究科、薬学研究科</td> </tr> <tr> <td>6：30まで</td> <td>第1時限</td> <td>第1時限</td> </tr> <tr> <td>10：00まで</td> <td>第3時限</td> <td>第5時限</td> </tr> <tr> <td>12：00まで</td> <td>第4時限</td> <td>第7時限</td> </tr> <tr> <td>15：00まで</td> <td>第6時限</td> <td>第11時限</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 連続時限で実施している授業については、途中時限からの授業開始は行わない。</p>	時刻	時限			経済学部、スポーツ健康科学部、経済学研究科、言語教育情報研究科、スポーツ健康科学研究科	理工学部、情報理工学部、薬学部、生命科学部、理工学研究科、情報理工学研究科、生命科学研究科、薬学研究科	6：30まで	第1時限	第1時限	10：00まで	第3時限	第5時限	12：00まで	第4時限	第7時限	15：00まで	第6時限
時刻	時限																	
	経済学部、スポーツ健康科学部、経済学研究科、言語教育情報研究科、スポーツ健康科学研究科	理工学部、情報理工学部、薬学部、生命科学部、理工学研究科、情報理工学研究科、生命科学研究科、薬学研究科																
6：30まで	第1時限	第1時限																
10：00まで	第3時限	第5時限																
12：00まで	第4時限	第7時限																
15：00まで	第6時限	第11時限																

### 3 大阪いばらきキャンパスの場合

休講とする場合	<p>1 暴風警報または気象等に関する特別警報が茨木市または北大阪区域に発令された場合。なお、15時の時点で暴風警報または気象等に関する特別警報が発令中の場合は、全時限休講とする。</p> <p>2 JR西日本(大阪―草津間)および阪急(梅田―河原町間)の2交通機関の両者が不通の場合。</p> <p>3 前2項につき授業等が開始されている場合は、直近の時限から休講する。</p>				
授業等の開始	<p>1 次に定める場合は、下表の基準により授業等を開始する。</p> <p>(1)暴風警報または気象等に関する特別警報が解除された場合</p> <p>(2)休講とする場合第2項の交通機関のいずれかが運行を再開した場合</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>時刻</th> <th>時限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	時刻	時限		
時刻	時限				

	6：30まで	第1時限
	10：00まで	第3時限
	12：00まで	第4時限
	15：00まで	第6時限
2 連続時限で実施している授業については、途中時限からの授業開始は行わない。		

#### 4 大阪梅田キャンパスの場合

休講とする場合	<p>1 暴風警報または気象等に関する特別警報が大阪市に発令された場合。なお、15時の時点で暴風警報または気象等に関する特別警報が発令中の場合は、全時限休講とする。</p> <p>2 交通機関の運行状況が次のいずれかに該当する場合。なお、15時の時点で開通していない場合は全時限休講とする。</p> <p>(1)大阪市営バス、大阪市営地下鉄が全面的に不通の場合</p> <p>(2)大阪市内乗り入れのJR西日本、阪急、京阪、近鉄、阪神、南海の6交通機関のうち、4交通機関以上が不通の場合</p> <p>3 前2項につき授業等が開始されている場合は、直近の時限から休講する。</p>																		
授業等の開始	<p>1 次に定める場合は、下表の基準により授業等を開始する。</p> <p>(1)暴風警報または気象等に関する特別警報が解除された場合</p> <p>(2)休講とする場合第2項の交通機関が運行を再開した場合</p> <table border="1" data-bbox="497 1444 1299 1951"> <thead> <tr> <th>時刻</th> <th colspan="2">時限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>経済学研究科、経営学研究科、テクノロジー・マネジメント研究科、言語教育情報研究科、経営管理研究科</td> <td>理工学研究科</td> </tr> <tr> <td>6：30まで</td> <td>第1時限</td> <td>第1時限</td> </tr> <tr> <td>10：00まで</td> <td>第3時限</td> <td>第5時限</td> </tr> <tr> <td>12：00まで</td> <td>第4時限</td> <td>第7時限</td> </tr> <tr> <td>15：00まで</td> <td>第6時限</td> <td>第11時限</td> </tr> </tbody> </table>	時刻	時限			経済学研究科、経営学研究科、テクノロジー・マネジメント研究科、言語教育情報研究科、経営管理研究科	理工学研究科	6：30まで	第1時限	第1時限	10：00まで	第3時限	第5時限	12：00まで	第4時限	第7時限	15：00まで	第6時限	第11時限
時刻	時限																		
	経済学研究科、経営学研究科、テクノロジー・マネジメント研究科、言語教育情報研究科、経営管理研究科	理工学研究科																	
6：30まで	第1時限	第1時限																	
10：00まで	第3時限	第5時限																	
12：00まで	第4時限	第7時限																	
15：00まで	第6時限	第11時限																	